

## 固定資産鑑定評価員会議規程

平成 16 年 3 月 12 日制定  
平成 16 年 6 月 18 日一部改正  
平成 18 年 12 月 15 日一部改正  
平成 22 年 4 月 16 日一部改正  
平成 27 年 4 月 24 日一部改正  
平成 28 年 3 月 18 日一部改正  
平成 28 年 12 月 16 日一部改正  
平成 29 年 2 月 17 日一部改正  
平成 29 年 9 月 15 日一部改正  
平成 30 年 11 月 16 日一部改正  
令和 2 年 1 月 7 日一部改正  
令和 3 年 12 月 17 日一部改正

理事会は、定款第 3 4 条の規定に基づき、固定資産鑑定評価員会議規程を次のように定める。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 不動産鑑定士等が行う固定資産税標準宅地（以下、「標準宅地」という。）の鑑定評価は、広域的な標準宅地間の価格バランスを確保するという意味で極めて重要である。よって（公社）埼玉県不動産鑑定士協会（以下、「鑑定士協会」という。）は、固定資産鑑定評価員会議（以下、「鑑定評価員会議」という。）を設置し、もって標準宅地の鑑定評価に携わる個々の不動産鑑定士等（以下、「評価員」という。）の専門家としての判断、情報等を開示し、広域的に標準宅地間の価格を検討することにより全県的に均衡ある標準宅地の価格形成に努めることとする。

(統括)

第 2 条 鑑定評価員会議は、鑑定士協会会長が統括する。

(会議の分類)

第 3 条 鑑定評価員会議は、次の会議に分類し、広域的な標準宅地間の価格バランスを検討する。

- (1) 市区町村内鑑定評価員会

市区町村内鑑定評価員会議は、各市区町村内の価格バランスを検討する。

(2) ブロック内鑑定評価員会議

ブロック内鑑定評価員会議は、第6条第2号に規定するブロック（以下、「ブロック」という）内市区町村間の価格バランスを検討する。

(3) 全体幹事会議

全体幹事会議は、各ブロック間の価格バランスを検討する。

(4) 都県境連絡調整会議

都県境連絡調整会議は、都県境の価格バランスを検討する。

(5) 専門部会議

専門部会議は、堤外民地、工場地等の価格バランスを検討する。

## 第2章 構成員

(会議への参加者)

第4条の1 鑑定評価員会議は、市区町村が委嘱する評価員で構成する（以下、「構成員」という。）。  
2 鑑定評価員会議は、同一市区町村で複数評価員が委嘱された場合も、委嘱された評価員全員で構成する。

3 構成員は、この規程を遵守する旨記載した鑑定評価員会議申込書並びに誓約書を鑑定士協会に提出しなければならない。

(構成員の評価員負担金等)

第4条の2 構成員は、鑑定士協会が鑑定評価員会議に係る経費相当額を勘案して別に定める評価員負担金を支払わなければならない。

2 構成員は、委嘱された市区町村から評価料が支払われたときは、前項に定める評価員負担金をすみやかに支払わなければならない。

(固定評価員希望者名簿)

第5条 評価員となることを希望する者は、鑑定士協会が定めた様式の固定評価員希望者名簿に所定の事項を書き込み、鑑定士協会に提出することができる。

2 鑑定士協会は、提出された前項の希望者名簿に受付印を押印し、市町村に配布する。ただし、この名簿の配布を望まない市町村には配布しない。

3 鑑定士協会は、市町村に対して前項の名簿の配布はするが、独占禁止法を厳に遵守し評価員の推薦は一切行わない。

### 第3章 組織及び職務

(組織)

第6条 鑑定評価員会議は、参加者の中から次の役員を置く。

(1) 市区町村チーフ

各市区町村内にチーフを1名程度置き、チーフの選出は、原則として市区町村が指定する。なお、各市区町村内の評価員の互選によることもできる。

(2) ブロック幹事

県内市区町村を数ブロックに区分し、各ブロック内にブロック幹事1名を置き、ブロック幹事の選出は、各ブロック内の評価員の互選による。

(役員の任期)

第7条 第6条の役員の任期は、基準年度固定資産評価替に対応させて3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選出された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(職務)

第8条 構成員等の職務は、次のとおりとする。

(1) 構成員

第3条に規定する会議に参加し、自分の担当する標準宅地と他の評価員の担当する標準宅地との価格バランスを保つため、意見交換を行う。

(2) 市区町村チーフ

ア. 市区町村内評価員会議を招集し、評価員間の情報の円滑な共有化に努める。

イ. 鑑定士協会、評価員及び担当市区町村との事務連絡を行う。

(3) ブロック幹事

ア. ブロック内評価員会議を招集し、評価員間の情報の円滑な共有化に努める。

イ. 鑑定士協会、評価員及びブロック内各市町村との事務連絡を行う。

ウ. ブロック幹事（又はブロック幹事が指名した評価員）は、都県境連絡調整会議に参加する。

(4) 鑑定士協会会長

ア. 全体幹事会議及び専門部会議を招集し、情報の円滑な共有化に努める。

イ. 評価員及び県内各市町村との事務連絡を行う。

ウ. 構成員並びに関係市区町村に対し、研修会、アンケート等を行う。

エ. 都県境連絡調整会議に参画して、情報の円滑な共有化に努める。

オ. その他鑑定評価員会議の目的を達成するため、必要な職務を実施す

## 第4章 その他

(秘密保持)

第9条 鑑定士協会、鑑定評価員会議の構成員及び構成員の属する不動産鑑定業者は本件業務の実施によって知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。業務完了後も同様とする。

(構成員の責務)

第10条 構成員は、以下の責務を負うものとする。

- (1) 評価員として担当する標準宅地の価格バランス相互について説明責任を負うことから、鑑定評価員会議において十分に他の評価員との意見交換を行うこと。
- (2) 第4条の2第1項及び第2項の規定を遵守すること。
- (3) 第3条に規定する会議に参加し、第8条に規定する職務を果たすこと。
- (4) 市区町村チーフ・ブロック幹事は、各市町村担当の各構成員の担当地点数を鑑定士協会に報告すること。
- (5) 公的土地評価委員会が企画する市町村向け研修会に参加すること。

(鑑定士協会の努力)

第11条 鑑定士協会は、以下の努力をするものとする。

- (1) 全県的に均衡ある標準宅地の価格形成を図るため、評価員及び各市町村に対し、固定資産評価の情報の共有化に努めること。
- (2) 都県境連絡調整会議に埼玉県市町村課の職員、都県境市町の職員が参加してもらえるように依頼・努力すること。なお、公的土地評価委員会の委員はこの会議に参加する。

(報酬等)

第12条 第6条に規定するブロック幹事、市区町村チーフとなった構成員及び第3条に規定する専門部会議に出席する専門部委員となった構成員については報酬を支給する。

2 第3条に規定する都県境連絡調整会議に出席する都県境連絡調整委員となった構成員については日当を支給する。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日よりこれを施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年6月18日よりこれを施行する。

#### 附 則

この規程は、第6条第2号及び第8条第3号中の「ブロック副幹事」の削除に係る規定を除いて平成18年12月15日よりこれを施行する。第6条第2号及び第8条第3号中の「ブロック副幹事」の削除に係る規定については、平成21基準年度固定資産税標準宅地鑑定評価に係る固定資産鑑定評価員会議より施行する。

#### 附 則（平成22年4月16日一部改正）

- 1 この規程は、第4条、第5条を除いて平成22年4月1日からこれを施行する。
  - 2 第4条、第5条の規定については、平成24基準年度固定資産税標準宅地鑑定評価に係る鑑定評価員会議より施行する。
- なお、平成21基準年度固定資産税標準宅地鑑定評価時点修正に係る鑑定評価員会議については、従前の規程を適用する。

#### 従前の規程

#### （会議への参加者）

第4条 鑑定評価員会議は、次の2種類の評価員から構成される。

- (1) 標準宅地に関して、鑑定士協会と鑑定評価に関する業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結している各市区町村の評価員。  
なお、鑑定評価に関する業務委託契約とは、鑑定評価に付随する業務の委託契約である。
- (2) 標準宅地に関して、鑑定士協会と委託契約を締結していない各市区町村の評価員で、鑑定評価員会議への参加を希望する評価員。  
なお、参加は希望する市区町村ごととする。

#### （会議参加者の事務費）

第5条 鑑定評価員会議の参加者は、次により事務費を納入する。

- (1) 第4条第1号の参加者は、鑑定士協会と各市区町村との委託契約書の事務費相当額をもって納入があったものとする。
- (2) 第4条第2号の参加者は、鑑定士協会の定める事務費相当額を納入する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月24日よりこれを施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年3月18日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月16日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月17日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月15日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月16日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月7日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月17日よりこれを施行する。